

都市計画区域マスタープランに関する案の縦覧について

☎ 県土木部都市局都市計画課 ☎ 029 - 301 - 4592

県では、都市の将来像を示す「つくばみらい都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(県南圏域都市計画区域マスタープラン)の作成にあたり、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行います。市民または土地所有者などの利害関係人は、意見書を提出することができます。



都市計画の内容	【県決定案件】都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
縦覧・提出期間	5月7日(木)～21日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)
縦覧場所	県都市計画課、市都市計画課
提出方法	窓口または郵送で提出(5月21日(木)必着) ※意見書の様式は、上記縦覧場所および県ホームページから取得できます。
提出先	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県知事 大井川 和彦(茨城県土木部都市局都市計画課扱い)

つくばみらい福岡地区に関する案の縦覧について

☎ 谷和原庁舎都市計画課(内線5102)、県土木部都市局都市計画課 ☎ 029 - 301 - 4592 ※県決定案件のみ

つくばみらい福岡地区の都市計画案について、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行います。市民または土地所有者などの利害関係人は、意見書を提出することができます。



都市計画の内容	【県決定案件】区域区分の変更、下水道の変更 【市決定案件】用途地域の変更、地区計画の変更
縦覧・提出期間	5月7日(木)～21日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)
縦覧場所	【県決定案件】県都市計画課、市都市計画課 【市決定案件】市都市計画課
提出方法	窓口または郵送で提出(5月21日(木)必着) ※意見書の様式は、上記縦覧場所および市ホームページから取得できます。
提出先	【県決定案件】 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県知事 大井川 和彦(茨城県土木部都市局都市計画課扱い) 【市決定案件】 〒300-2492 つくばみらい市加藤237 つくばみらい市長 小田川 浩(つくばみらい市都市計画課扱い)